

## 第5次富山県障害者計画(素案)に関するご意見等と対応案 (令和5年度第3回障害者施策推進協議会資料(※関係部分抜粋))

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
1	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P21	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P21「3コミュニケーション支援体制の確立」  情報バリアフリーとしての施策推進に加えて、初めから全ての障害者の特性、コミュニケーション手段に対応する情報ユニバーサルデザインの考え方も必要ではないか。このことは、4 住みよい生活環境の充実(4)ユニバーサルデザインの普及においても、情報面でのユニバーサルデザインの普及について入れていただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。  3(1)見出し 「情報バリアフリー化の推進」 →「情報のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進」 3(1)3番目の施策 「必要な情報が…オープンデータ化の推進に努めます」 →「必要な情報が…オープンデータ化と情報のユニバーサルデザインの推進に努めます」
2	富山県手話通訳問題研究会	P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P23「3(3)①多様な意思疎通支援の充実」  各市町村における手話奉仕員の養成や手話通訳者の設置に向けて、講習会の修了者の数を増やしていく必要がある。各当事者団体や県が関わり、事例発表や優良事例の共有などを通じて、各市町村に広げていけるような取り組みが必要。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。  ・また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整や事例共有等を行い、市町村域を越えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。
3	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P23「3(3)②手話の普及等の推進」  「聴覚障害者である乳児または幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。」  →「聴覚障害者である乳児または幼児」という記述は間違いではないか。「聴覚障害がある乳児または幼児」とするべきではないか。  また、社会全体が手話について理解が進んでいるのに対して、本来必要であるはずの難聴児および保護者の手話アレルギーは顕著である。この状況に対し、関係部署は真剣に取り組む必要がある。人工内耳が普及しつつあるとはいえ、県内の難聴児が聴覚支援学校を忌避して手話を拒む傾向が強いのは、医療・療育機関での障害観の形成が著しく偏っている背景があるのではないか。	有	ご意見を踏まえ「聴覚障害のある乳児又は幼児」と追記します。  ・市町村教育委員会が開催する就学相談会等において、聴覚障害のある幼児や保護者から申し込みがあった際は、聴覚総合支援学校から教員を派遣しております。 ・保護者が子供の教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる学びの場を選ぶことができるように、情報提供を行ってまいります。
4	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P25	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P25「3(2)②人にやさしい施設、公園等の整備」  公共施設及び行政機関等に文字表示機器またはデジタルサイネージを設置し、常時文字で表示することで音声情報を目に見える方法で提供していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。  県立美術館、博物館等において、タブレット端末や音声ガイド等の活用により、高齢者・障害のある人等を含む多様な来館者へ配慮した施設の整備に努めます。【文化振興課】  なお、県営体育施設では、聴覚障害者の方も利用しやすいよう、県総合体育センター、県高岡総合プールにおいてデジタルサイネージを設置し行事予定等の案内を掲示するなどの取り組みを行っている。
5	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P49	IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P49「1(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」  ・通常の学級から特別支援学校までを、連続性のある「多様な学びの場」を提供し…とあるが、それを有効に機能させる体制を整える必要がある。例えば、特別支援学校と特別支援学級の協力・連携関係を十分に作る。研修や情報交換を通して相互の専門性を高め教育力を向上させていくことも記載を。	有	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。  ・特別な教育的ニーズのある子どもに、適切な指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」を提供し、研修や情報交換を通してそれぞれの充実を図ります。【県立学校課】
6	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P52	IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P52「1(3)①就学前からの支援体制の充実」  【新】聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的機能を果たす体制整備を検討するとともに、新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組を推進します。  →これまで、早く協議を始めて欲しいと要望しているが、「整備を検討する」に留まる記載になっており、消極的な姿勢である。また「新生児聴覚検査から療育に繋げる」としているが、療育からさらに、学童期、思春期、高等教育、就労等、切れ目のない支援のための医療、療育、教育、福祉、行政の多職種連携体制を構築することが必要である。厚労省の基本方針にある「地域における協議会」等の体制を(障害当事者・団体を構成員に入れて)早急に整備していくことを明記していただきたい。	有	ご意見を踏まえ、次の通り修正します。  【新】聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的機能を果たす体制整備を進めるとともに、新生児聴覚検査から、治療、療育、教育、就労に至るまで、ライフステージに応じて適切な支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関の連携体制の構築に向けた取組を推進します。
7	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P53	IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P53「2(1)②雇用の促進」 ～障害の内容や程度に応じた合理的配慮の適切な提供～  →障害の内容や程度について、提供する側で判断するのは困難と思われる。「雇用する当事者の申し出に応じて」の語句が適切である。	有	ご意見を踏まえ、次の通り追記します。  ・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を遵守し、県及び教育委員会、警察本部における障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人がその能力を十分発揮できる場の創出や、国から示される指針等に基づき、障害のある人からの申し出に応じた合理的配慮の適切な提供・実施に努めます。【人事課、教職員課、県警本部(警務課)】

No	団体名	該当P	ご意見・ご提案	修正	対応案
1	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P21 P22	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P22「3②選挙に対する配慮」  政見放送への手話通訳・字幕の付与について、現状では、付与するかどうか政党及び候補者の任意とされているため、付与されていない政見放送が多く見られる。できるだけ手話通訳・字幕を付与するよう働きかけることについても記載を。	無	22ページに「政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。」と記載してあります。ご意見を踏まえて今後とも働きかけを行ってまいります。
2	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P22	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P22「3④読書バリアフリーの推進」  視覚障害者等の読書バリアフリーに関する施策において、DVD等の映像教材に字幕・手話が付いておらず聴覚障害者が利用しづらいことについても改善を図って欲しい。	無	・県立図書館は主として活字本の収集を中心に行っており、映像教材の制作・収集・貸出し等を行っているところについては富山県映像センターがあります。  ・富山県映像センターが制作している郷土学習教材について、平成18年度以降制作のものは字幕表示の選択ができます。また、市販の映像教材について、人権に関する教材については一部、字幕切替表示対応のものを所蔵しています。しかし、現時点で貸し出しの際に字幕表示の有無を条件に教材を検索することはできず、映像センター職員に相談いただくことで対応しております。  ・また、とやま学遊ネットの「ビデオ・映画教材検索」の「教科(中学校・高校・その他の学校)」のカテゴリーでは、所蔵の一部ですが、字幕・副音声作品の検索ができます。  ・素案のP22「③情報提供サービスの充実」の「点字図書・朗読図書及び字幕(手話)入りビデオライブラリーの提供サービスを充実します」に基づき、環境整備に努めてまいります。
3	第2回協議会	P22 P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P22「3①多様な意思疎通支援の充実」  病院で緊急搬送された場合、筆談ができない状況であっても手話がいつでも対応できる状況にあると安心できる。	無	・今年度、遠隔手話サービスの対象範囲を拡大し、ご自身のスマートフォンやタブレット等において、いつでもどこでも利用できるように体制を整えております。県としても、利用推進に向けて周知・広報に努めてまいります。  「県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に遠隔手話通訳を行う、「富山県遠隔手話通訳サービス」を実施します。
4	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P23「3②手話の普及等の推進」  手話通訳、要約筆記、そして盲ろう者向け通訳介助員、こういった意思疎通支援者の養成を行い、整備、派遣を行うこと。また、手話を普及させ、手話のできる人を増やす。これについて、手話に関する抵抗がなくなり、聞こえない人と手話を通して誰、誰でも話しやすくなるそういった社会になる。その通訳ができる者を養成するものと、手話を広めるという二つ、それぞれを行う。文章を分けて載せていただければ良いと思います。	無	意思疎通支援者の養成は県で行い、派遣については、県・市町村と役割分担のうえで実施します。 また、手話通訳者の養成、手話の普及それぞれに分けて、記載しています。
5	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P23「3(3)②手話の普及等の推進」  「情報提供サービスの充実」と「手話の普及等の整備」における「手話の使用に関して合理的配慮を行う事業者に対して、情報の提供助言、その他必要な支援を行います。」  ・テレビ放送及びケーブルテレビ放送の手話通訳・字幕付与を高めていくことも記載して欲しい。 ・テレビ放送では、特にローカルニュースに付与して欲しい。災害等が発生したとき、ローカルニュースに手話通訳・字幕が付与されることは安心・安全な暮らしに直結します。 ・ケーブルテレビでは、特に地区特派員リポートなどで、住んでいる地域の出来事や情報など、またとやまトピックスでは、県政に関する出来事や取り組みを伝える情報番組であり、手話通訳・字幕を付けて欲しい。	無	放送各社は、地震発生時や警報発表時などにおいて画面に字幕スーパーを挿入するほか、ニュースや天気予報においても聴覚障害者へ配慮しているところ。 今後とも、必要に応じ、放送各社へ聴覚障害者に配慮した情報伝達に努めるよう働きかけてまいります。
6	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P27	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 P27「5(2)防災対策の推進」  聴覚障害者は避難指示などの情報が伝わりにくいので、メール、FAXなどで伝えられるシステムの構築、避難所ではサイネージなど、目で分かる掲示を行うこと。	無	・全ての市町村において登録制の緊急一斉メール等により災害情報を配信しており、聴覚障害者の速やかな情報収集手段の確保に努めている。  ・避難所での情報提供手段については、富山県避難所運営マニュアル策定指針において、サイネージや見えるラジオ等の活用に努めることとされており、その整備を市町村に働きかけてまいります。
7	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P32	II 質の高い保健・医療体制の充実 P32「1(3)リハビリテーション提供体制の充実」  こども支援センターをリハビリテーション医療の推進拠点とする前提条件として社会モデルを含む公正中立な情報提供を励行するよう療育プログラムを整える。所管部署はこれを監督し、障害者団体および特別支援学校は必要に応じて支援していく体制を構築する。	無	・障害福祉計画(案)P28のとおり、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保します。  ・また、特別支援学校では、個別の教育支援計画を活用し、医療・福祉・労働等の関係機関との連携体制の構築に努めております。引き続き、関係機関との連携強化に努めてまいります。
8	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P50	IV個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P50「1(1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」  言語聴覚士等の専門家を活用した研修を強化することに加え、言語聴覚士等の専門家を必要とする特別支援学校へ配置して指導体制を強化することも計画に盛り込むこと。	無	・特別支援教育は、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことを目的としています。言語聴覚士等の専門家を活用した研修は、幼児児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するため、また幼児児童生徒が言語聴覚療法等を利用している関係機関との連携のために実施しております。引き続き、障害のある幼児児童生徒によりよい教育を提供するため、関係機関と連携してまいります。  ・なお、教員採用選考検査においては、特別選考の枠を設け、特別支援学校教諭の特定資格として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を設定し、専門的な資格を有する教員の確保に努めております。
9	社会福祉法人富山県聴覚障害者協会	P56	IV個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 P56「3(1)スポーツ活動の振興」  「パラスポーツ指導員や障害者スポーツ審判員を養成する・・・」の記載があるところ 2025年11月に東京都他で開催される「東京デフリンピック2025」を見据えて、手話がわかり、聴覚障害者の特性を理解しているデフスポーツ指導員、障害者スポーツ審判、またデフアスリートの育成についても記載して欲しい。	無	スポーツ庁では「障害者スポーツ」の中に、デフスポーツも含めて位置づけている。本県においても同様の考え方であり、このため表記修正は無い。  県では、初級パラスポーツ指導員養成講習会において、(公財)日本パラスポーツ協会認定カリキュラムに基づく内容で講義・研修を行っており、聴覚障害者の分野もその内容に含まれている。また、障害者スポーツ審判員については、有資格者等を中央研修会や全国障害者スポーツ大会等に派遣して高度な知識や技能の習得を図っている。加えて、デフアスリートの育成については、全国障害者スポーツ大会等への選手派遣等の奨励、世界水準の選手には国際的なスポーツ大会への参加を支援している。  県としては、引き続き、スポーツ指導者、審判員、アスリートの育成など障害者スポーツの振興に取り組んでいく。